



健康管理センターだより



30号 2020年4月1日発行

2019年4月から 「働き方改革関連法」改正

改正ポイント 3つ

身近な項目

◆時間外労働の上限規制

法律で時間外労働の上限を定め（罰則付）これを超える時間外労働はできなくなりました。【月45時間、年360時間 原則】
ただし、医師は改正法施行5年後に、上限規制を適用します。

◆年次有給休暇の確実な取得

年10日以上有給休暇が付与される労働者（管理監督者を含む）に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられました。

◆労働時間の状況把握

管理監督者も含め全ての労働者について在社時間の把握を義務付けました。【裁量労働制の医師も含む】

労働時間の状況を客観的に把握し、長時間働いた労働者に対する医師による面接指導を実施する。

詳細は「働き方改革-厚生労働省」参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/000335765.pdf>



……産業医面接を通して本学産業医から三言……

- 職員の健康情報を個人情報として認識して適切に取り扱っていただきたい。【学校法人岩手医科大学個人情報の保護に関する規程第19条（教職員等の責務）】



えー！私の年次理由が職場内で閲覧されている……



- 管理者は職員の労務管理に努め、職員も上司に働きかけ労働や環境改善に努めてほしい。
(長時間労働者を放置した場合など安全配慮義務違反になる可能性があります)
- 職員（管理職を含）が出退勤を正しく記録することで、自分が守られます（労災など）。（退勤打刻後に就労している方はリスクを孕んでいます）

「働き方改革」



4月から本学の学生及び職員を対象とした
「禁煙相談外来」を開設します
健康管理センターへ予約してください

禁煙相談外来 開設

(附属病院D外来)

事前問診は保健師

相談は医師

タバコ
やめられます

健康のお手伝い

完全予約制

毎週 月曜日 (午後)
2:00~4:30

健康管理センター
☎ダイヤル
019-651-5110
(内線5118)

禁煙治療の概要説明と
ニコチン依存度チェック

COの測定
(呼気のCO量)
を確認

次回
へ

院外処方
コスモス館1階
調剤薬局
(24h対応)

・初診料+処方料 =
4,000円+消費税
・再診料 =
2,000円+消費税
・薬剤料が別途発生

医師相談
・禁煙宣言書サイン
・薬剤処方

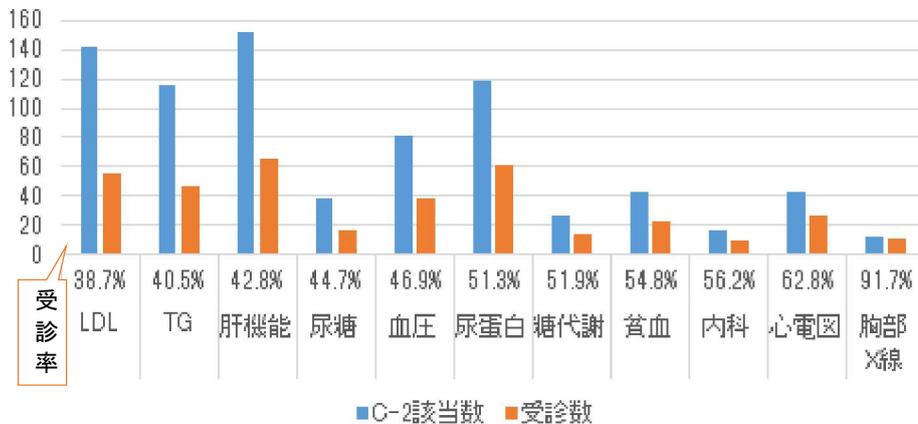
令和1年度 職員定期健康診断

本学職員の受診者は2923名で、未受診者は1名(矢巾キャンパス)でした。
総合判定の結果をみると、およそ2割の人がC-2(要受診)と判定されています。

健康管理センターでは、C-2(要受診)者に「C-2(要受診)者報告書」の提出を求めています。令和1年度の受診報告書の提出率は48.9%で、昨年12月の病院立入検査では受診率の低さを指摘されました。



令和1年度 職員定期健康診断
C-2(要受診)項目の受診率(複数該当あり)



C-2(要受診)と判定された項目ごとの受診率をみると、胸部X線や心電図では受診する傾向が高くなっています。一方、LDL コレステロールや TG(中性脂肪)、肝機能(AST・ALT・γ-GTP)、尿糖、血圧では指摘されても半数以上が受診していません。自覚症状がないと放置してしまいがちですが、それでは病気の早期発見・早期治療のチャンスを逃してしまいます。医師の指示に従い、必ず受診してください。